

2019 年度三重県東京事務所公用車運行管理業務 仕様書

1 業務内容

三重県東京事務所所有の公用車（以下「管理車両」という。）の運行管理

① 三重県東京事務所の指示する日時、行先への運行計画の企画、立案及び実行

② 日常の点検整備

③ 一般整備及び小修理

但し、経年劣化による本体部品取替などの修理にかかる費用は三重県負担とする。

また、法定点検にかかる費用は三重県負担とする。

④ タイヤ、チューブ等の交換

但し、タイヤ、チューブ等の備品購入にかかる費用は三重県負担とする。

⑤ 燃料（ハイオクガソリン）の給油

⑥ エンジンオイルの補充・交換

⑦ 消耗品、備品の補充交換、保管管理

⑧ 事故の際の補償、処理、修理、手配（※）

⑨ 車両管理者（運転手）及び代行者の手配

⑩ 事務手続きの代行

⑪ その他前各号に付帯する業務

※ 次の任意保険に加入すること。

・ 対人賠償保険 無制限（講師等の送迎による事故の補償は対人扱い）

・ 対物賠償保険 300万円以上（免責0円）

・ 示談交渉サービス付き

この業務仕様書に特に記載があるもののほか、上記業務に要する人件費、消耗品費、燃料費等一切の費用は受託者の負担とする。

2 管理車両 平成24年式 トヨタクラウンハイブリッド（3,450cc）1台

3 委託期間 2019年4月1日～2020年3月31日

4 基本管理日 毎月曜日～金曜日。但し、次の①、②に挙げる日を除く。

① 年末年始（12月29日～1月3日）

② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

基本管理日以外の日に勤務する場合は別途定める管理日外管理料を支給することとする。

4時間以内の場合、4時間を超え8時間以内の場合は、それぞれ定額を支給する。8時間を超える場合は定額の管理日外管理料に加え、その超えた時間につき時間当たりの金額を支給する。

5 基本管理時間 9時00分～17時45分

基本管理日において基本管理時間を超過する勤務となる場合は、別途定める時間外管理料を支給することとする。うち22時～翌5時までの間は、別途定める深夜時間外管理料を支給する。

6 月間契約走行距離 700km

これを超過した場合は別途定める超過料金を支給することとする。

7 宿泊料及び宿泊雑費

宿泊を伴う出張管理をしたときに別途定める額を支給する。但し、宿舎の提供がある場合は支給しない。

8 秘密の保持

本業務の実施にあたって知り得た業務上の秘密を他人に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

9 個人情報の取扱い

この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

10 その他

- ① 管理車両の運行及びそれに付帯する業務は、原則として同一の車両管理者（運転手）によって行うこととする。やむを得ず、同一の車両管理者（運転手）によって行うことができないときは、三重県の許可を得たうえで、当該車両管理者（運転手）と同等以上の能力を有する代行者によって行うものとする。
- ② 車両管理者（運転手）及び代行者は、次の要件を満たす者とする。三重県は受託者に対し、要件を満たしていることを確認するため、必要な書類の提出を求めができるものとする。
 - ア 国若しくは地方公共団体の幹部用公用車又は民間企業、独立行政法人若しくは公社・公団の役員用自動車の運転手を勤めた経験を有すること。
 - イ 都内の道路状況を熟知していること。
- ③ 契約締結の後、受託者は車両管理者（運転手）、車両管理責任者及び三重県との連絡担当者を定め、書面をもって三重県に遅滞なく通知するものとする。また、これらを変更する場合も同様とする。
- ④ 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- ⑤ 受注者が④イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- ⑥ この業務仕様書に定めがない事項については、三重県と受託者が誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。